

は じ め に

我が国では少子高齢化の進展や人口減少が一層加速し、家族や地域のあり方が大きく変化してきました。私たちの暮らしを支える医療、介護といった社会保障の根幹となる分野についても、将来への持続性や効率性が求められ、時代の背景や潮流、地域特性を踏まえた取り組みの実施が急務となっています。

県では、平成30年3月に、「県民一人一人が輝ける健やかな滋賀の実現」を基本理念とし、「滋賀県地域保健医療計画」を改定しました。県民のニーズに的確に対応しつつ、保健・医療・福祉が一体となって生活を支える「医療福祉」の仕組みづくりと地域包括ケアシステムの深化を目指して、各種の保健医療施策を推進します。

当圏域でも、「滋賀県地域保健医療計画」や平成24年3月に策定した「南部地域医療福祉ビジョン」に基づき、さまざまな主体による取組を進めてきました。平成29年度においては、「南部地域医療福祉ビジョン」の中間評価を実施し、平成30年3月に改定を行ったところであり、今後も地域包括ケアシステムの深化に向け、県民の声なき声に耳を傾けながら、様々な取組を進めていきます。

また、平成29年度に当圏域で滋賀県総合防災訓練が行われ、当所でも「滋賀県広域災害時における医療救護指針」に基づき、南部地域災害医療地方本部運営訓練を実施しました。県民の生命や健康を守ることを最優先とし、災害時に必要な医療を適切かつ効率的に提供し、円滑な医療救護活動ができるように、職員1人1人の災害対応能力の向上とともに、関係機関との連携に努め、医療救護活動に必要な体制整備をはかります。

当所としましては、これらの対応をはじめ、感染症・食中毒等の健康被害の発生を未然に防ぐことに努め、管轄区域内において健康被害が発生した場合には速やかに情報収集と被害の拡大防止や治療等に関する対策を決定し、市行政、地域医師会および医療機関等との連携を図り対策を進めるとともに、地域防疫・医療体制の確立に指導的役割を果たすよう取り組んでまいります。

この度発行する事業年報は、当所が取り組んだ業務内容をデータ化・集大成したものであり、私どもの今後の業務推進のバックデータとして、また、関係機関の皆様方にとっても有意義な資料として有効活用していただき、保健・医療・福祉の進展の一助としていただければ幸いです。

平成30年(2018年)12月

滋賀県南部健康福祉事務所
所長 荒木 勇雄